

## カルテ開示について

1. 診療情報提供の申請は、原則として、患者本人となります。
2. 申請を受け付けた後、開示結果の通知までに、3週間程度お時間をいただきます。  
開示書類等の準備ができましたら、「診療情報提供申請書」の連絡先に電話連絡させていただきます。その際、開示の可否、料金、受領の方法・日時等についてお知らせします。  
(注)診療情報提供の範囲は、当院が作成した記録とし、他の医療機関の医師からの紹介状等、第三者者が作成した、又は得た情報については、開示の対象外となるため、必要がある場合は、別途該当医療機関へご依頼ください。
3. 診療録等複写料は1枚につき30円、画像複写CD-Rは1枚につき1,100円となります。  
(院内掲示の料金より)

### 4. 申請に必要な書類等

必要書類	申請者	患者本人	法定代理人	親族(*1)	ご遺族(*2)
診療情報提供申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
印鑑(シャチハタ不可)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
申請者本人であることを確認できる書類 (例:運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、厚生年金手帳、住民票 等)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
戸籍謄本(原本)(*3) ※患者本人との続柄が記載されたもの		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
委任状(様式第6号)(*4)			<input type="radio"/>		

(\*1)患者さん本人から代理権を与えられた3親等以内の親族

(\*2)遺族(配偶者、子、父母及びこれらの法定代理人)

(\*3)発行日から3ヵ月以内のものとしてください。親権者を除く法定代理人の場合は、「登記事項証明書」を持参ください。

(\*4)発行日から3ヵ月以内のものとしてください。

### 5. 開示ができない場合

次に掲げる事由に該当する場合には、開示請求に応じられないこともありますので、あらかじめご了承ください。

- ①患者さんへの診療情報提供が、本院の医療従事者を除く第三者の不利益になると考えられる場合
- ②医学的見地から診療情報を提供することが、患者さんへの不利益なると考えられる場合

担当者

宮崎市立田野病院総務医事課

電話:0985-86-1155